

第81回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令および定款に基づく書面交付請求株主への 交付書面に含まれない事項

事業報告

- P. 1 会社の新株予約権等に関する事項
- P. 3 業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況の概要

連結計算書類

- P. 13 連結注記表

計算書類

- P. 32 個別注記表

BIPROGY株式会社

当社は、第81回定時株主総会招集ご通知に際して、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」ならびに連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきまして、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された 新株予約権等の内容の概要 (2025年3月31日現在)

名 称	第2回新株予約権 (株式報酬型)	第4回新株予約権 (株式報酬型)	第5回新株予約権 (株式報酬型)
保有人数			
当社取締役 (非業務執行取締役を除く)	1名 (注1)	2名 (注1)	2名
当社社外取締役	一名	一名	一名
当社監査役	一名	一名	一名
新株予約権の数	28個	46個	66個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,800株	4,600株	6,600株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2014年7月1日 ～2044年6月30日	2016年7月1日 ～2046年6月30日	2017年7月1日 ～2047年6月30日 (注2)

(注1) 付与当時、当社執行役員として付与したものです。
 (注2) 新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は、新株予約権を行使できません。

名 称	第6回新株予約権 (株式報酬型)	第7回新株予約権 (株式報酬型)	第8回新株予約権 (株式報酬型)
保有人数			
当社取締役 (非業務執行取締役を除く)	2名	2名	2名
当社社外取締役	一名	一名	一名
当社監査役	一名	一名	一名
新株予約権の数	42個	32個	20個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,200株	3,200株	2,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2018年7月1日 ～2048年6月30日 (注3)	2019年7月1日 ～2049年6月30日 (注3)	2020年7月1日 ～2050年6月30日 (注3)

(注3) 新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は、新株予約権を行使できません。

名 称	第9回新株予約権（株式報酬型）
保有人数	
当社取締役（非業務執行取締役を除く）	2名
当社社外取締役	一名
当社監査役	一名
新株予約権の数	25個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,500株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2021年7月1日 ～2051年6月30日（注4）

（注4）新株予約権者は、当社または当社子会社の取締役、監査役または執行役員のいずれかの地位にある間は、新株予約権を行使できません。

(2) 当事業年度中に当社使用人ならびに当社子会社の役員および使用人に対して 職務執行の対価として交付した新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制	
コンプライアンス徹底のための基本的枠組み	(1) コンプライアンスを統括する責任者その他必要な機関を設置し、以下を行う。 ・コンプライアンス関連規程の策定 ・役員へのコンプライアンス教育 ・内部通報窓口の設置・運営および通報者保護の徹底 ・問題発生時の対応 ・取締役会への活動状況の報告 (2) 違反者には、懲戒規程等に基づき適正な処分を行う。 (3) 内部監査部門は、当社およびグループ各社（以下、当社グループという）のコンプライアンス体制および活動の推進状況を監査し、必要に応じ、その改善に向けて指摘・提言を行う。
適正な財務報告	金融商品取引法その他の関連法令に従い、適正な財務報告を行うための仕組みを構築する。
反社会的勢力への対応	関係不保持および助長行為の排除を方針とし、社内における当該方針および対応部門の周知徹底ならびに外部関係機関との連携を進める。
社外取締役の選任	取締役の職務の執行に関する監督機能強化のため、社外取締役を複数名選任する。
監査役による監査	監査役は、取締役の職務の執行における法令・定款等の遵守状況を監査する。

上記体制に関する運用状況の概要

＜コンプライアンス徹底のための基本的枠組み＞

- ・ チーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、グループ全体でのコンプライアンス・プログラムを積極的に展開することで、グループ役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上を図っています。また、匿名・記名を問わず利用できるコンプライアンス委員会事務局・監査役への直接の報告・相談ルート(ホットライン)を社内外に設置するとともに、ホットライン利用者が不利益を被らないよう厳重な措置を講じ、通報ならびに違反行為発覚時には、迅速かつ適切に対応し、違反者には厳正な処分を行うとともに、真因分析を行い再発防止策を講じています。
- ・ コンプライアンス推進責任者を対象に、コンプライアンス意識調査のフィードバックのためのオンライン・ミーティングを開催し、近時の当社グループにおけるコンプライアンス事案の共有、およびコンプライアンス違反の未然防止に向けた留意点等に関する意見交換を実施しています。
- ・ USBメモリー紛失事案をふまえ、2024年度も、グループ各社にて組織単位でコンプライアンス実践に関する課題や想いを率直に共有する対話会（コンプライアンス車座会議）を実施しました。また、組織風土改善に向け、社外専門家の提言をふまえ、組織風土検証プロジェクトにおいて、各種施策に取り組んでいます。

これらの活動状況については、経営会議および取締役会において報告しています。

＜適正な財務報告＞

- ・ 財務報告の正確性と信頼性を確保するため「適正な財務報告を行うための基本方針」を策定し、これに基づき財務報告を適正に実施しています。

＜反社会的勢力への対応＞

- ・ 反社会的勢力排除のための取引先審査体制の整備や外部機関との連携により取引遮断を図るとともに、取引先が反社会的勢力であると判明した場合の関係遮断のための体制を整備し、運用しています。

＜社外取締役の選任＞

- ・ 全取締役の1/3以上にあたる4名の社外取締役を選任し、取締役会の監督機能強化を図っています。また社外取締役・監査役にその役割・機能を適切に発揮いただくため、2024年度は、グループ会社（ユニアデックス）役員と非業務執行取締役・監査役との意見交換会、独立社外取締役間の意見交換会、サービス運用拠点視察、DE&I・ジェンダー分野および当社の技術戦略に関する研修等を実施しています。

＜監査役による監査＞

- ・ 2023年度の監査役監査の結果と2024年度の内外環境の変化をふまえた重点監査項目を定め、それに基づき監査役監査を実施しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制	
情報管理体制	(1)取締役の職務執行に係る情報は、法令および文書管理に関して定めた社内規程に基づき適切に保存・管理する。 (2)取締役および監査役は、要請すれば、いつでもこれらの情報を閲覧できる。
上記体制に関する運用状況の概要	
・情報の保存期間および保存場所等の情報管理に関し、「文書保存管理規程」および「秘密情報の取扱要領」等の社内規程を策定しています。 ・取締役の職務の執行に係る情報については、適切に保存および管理し、取締役や監査役の要請に応じていつでも情報提供できる体制を整備し、運用しています。	

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制

- (1) リスク管理を統括する責任者その他必要な機関を設置し、以下を行う。
 - ・ 損失の危険(リスク)管理に関する規程の策定
 - ・ リスクの発生を未然に防止するために必要な仕組みの構築・運営
 - ・ 有事における対応
 - ・ リスク管理項目・体制の見直し
 - ・ 取締役会への活動状況の報告
- (2) 内部監査部門は、当社グループのリスク管理体制および活動の推進状況を監査し、必要に応じ、その改善に向けて指摘・提言を行う。

上記体制に関する運用状況の概要

- ・ チーフ・リスク・マネジメント・オフィサー(CRMO)を委員長とするリスク管理委員会を設置の上、社内規程に基づき、グループ全体のリスクを一元管理し適宜リスク管理項目の見直しを行いつつ、経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応策を講じています。
- ・ 中長期的なリスクマネジメント戦略として、「グループ全体のリスクマネジメント機能強化」、「グループ役職員のリスク管理能力向上」を重点施策としています。
- ・ 経営レベルが参加するビジネス審査委員会および投資委員会において重要案件のリスクについて審査を行っています。
- ・ チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー(CISO)を委員長とする「総合セキュリティ委員会」を設置し、サイバーセキュリティ戦略を策定のうえ、情報資産の適切な管理を実施しています。
- ・ CRMOを本部長とする「事業継続プロジェクト (BCP) 」を設置し、有事の際に速やかに事業継続のための活動を開始できる体制・計画を整えています。
- ・ リスク管理委員会、総合セキュリティ委員会、事業継続プロジェクト (BCP) の各活動については、CRMOから経営会議および取締役会へ報告しています。
- ・ 2024年度はリスクマネジメント機能強化の新たな取り組みとして、経営方針 (2024-2026) 達成に影響する中長期のリスクと機会について検討するワークショップを、役員・組織長を対象に実施しています。
- ・ USBメモリー紛失事案を受け設置した、CEOを本部長とする対策本部を継続し、恒久的な再発防止策を実施しています。さらに、中長期的なサイバーセキュリティ戦略として、常に世界最高水準の情報セキュリティレベルを目指すべく、セキュリティルール遵守の徹底、情報取扱いの適切な運用の推進、サイバー攻撃の標的となりうるセキュリティ要件実装不備の防止を重点施策として推進しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営の監督と執行
の分離および権限
委譲

迅速かつ効率的な職務執行を適正に行うため、以下の事項を行う。

- ・執行役員制度および業務執行役員制度の導入
- ・経営会議・委員会等の設置による意思決定の効率化および適正化
- ・事案の重要性に応じた決裁制度の構築および適切な権限委譲
- ・経営計画を策定し、その進捗の状況を取締役会で確認する

上記体制に関する運用状況の概要

- ・経営の監督と執行を分離し、迅速な業務執行を図るため、執行役員制度および業務執行役員制度を導入しています。
- ・業務執行の重要事項を決定するための意思決定機関として、取締役を兼務する執行役員等で構成される経営会議を設置しています。
- ・個別経営課題を実務的な観点から審議するため、各種専門委員会を設置しています。
- ・2020年度に新設したサステナビリティ委員会、ソーシャル委員会、環境貢献委員会の関与のもと、グループ全体におけるSDGs経営とESG経営への取り組みをより推進し、活動状況については経営会議および取締役会へ報告しています。
- ・一段組織長の権限を超える案件の意思決定のため、稟議項目や決裁レベルを定めた稟議規程に基づく決裁制度を運用しています。
- ・2024年度からの3ヵ年を対象期間として策定した経営方針（2024-2026）に沿った経営をするとともに、進捗状況を取締役会で定期的に報告・議論しています。

5. 当社ならびにグループ会社における業務の適正を確保するための体制

グループ会社管理 の枠組み	当社およびグループ各社の業務の適正を確保し、グループとしての企業価値向上を図るため、以下を行う。 ・グループ会社毎に担当主管部門を設置 ・主管部門の職責等に関する規程の整備 ・出資者としての法的または契約上の権利行使によるグループ各社に対する適切な管理および支援
グループ・コンプライアンス体制	(1)グループ各社にコンプライアンスに係る責任者を設置し、これら責任者が相互に連携して活動を行う。 (2)グループ各社が利用可能な内部通報窓口を設置する。
当社およびグループ各社に対する内部監査	内部監査部門は、当社およびグループ各社の業務執行における統制状況を監査し、必要に応じ、改善に向けた指摘・提言を行う。

上記体制に関する運用状況の概要

<グループ会社管理の枠組み>

- ・当社およびグループ会社の経営効率の向上と経営理念の統一化を図るため、グループ会社毎の主管部署を定めるとともに、「関係会社管理規程」に基づくグループ会社管理を行っています。
- ・各グループ会社の主管部長は、関連スタッフ部門の協力を得て、差入役員等を通じた適切な連結経営体制の構築・維持、内部統制の整備・運用およびリスク管理を実施しています。また、毎年、新任の差入役員およびグループ会社の主管部長を対象に教育研修を実施し、グループ会社管理の実効性向上に努めるとともに、主管部長を通じて、主要なグループ会社の内部統制システム整備状況を確認しています。
- ・ハイブリッドワークなど新しい働き方の下、対面コミュニケーション機会の減少によりコンプライアンス違反の予兆を把握しにくい状況も生じています。職務分離をはじめとする不正が起こりにくい内部統制体制を構築・運用し、その運用状況をグループ会社の監査役監査や当社内部監査部門による監査等を通じて定期的にモニタリングすることで、問題の早期発見とともに、内部統制体制の継続的改善に努めています。

<グループ・コンプライアンス体制>

- ・出向者・派遣社員を含むグループの役職員が利用可能なホットラインの設置を含め、グループ全体を対象にコンプライアンス・プログラムを実施しています。2019年度からはベトナム子会社に専用ホットラインを導入し、運用を開始しています。また、コンプライアンスに関するモニタリング（意識調査）の実施頻度を毎年2回とし、よりこまめなコンプライアンスリスクの把握に努めています。さらに、グループ各社のCCOを集めたCCO会議においてグループにおけるコンプライアンス事案と再発防止策を共有する等、グループ全体の意識向上に努めています。
- ・グループ役職員のコンプライアンス意識の浸透・徹底にあたっては、CCOによる定期的なメッセージ発信のほか、関連規程やガイドブックの充実、グループ役職員への教育研修・意識啓発などの取り組みを実施しています。
- ・グループ各社において法令や社内規程違反が明らかになった場合、速やかに是正措置と再発防止策を講じています。また、当該措置が適切に機能しているかを検証し、必要に応じて追加の是正措置等を講じています。

<当社およびグループ各社に対する内部監査>

- ・内部監査計画に基づき、主要な子会社に対する監査を実施し、改善に向けた指摘を行うとともに、監査の状況を当社経営会議および取締役会に報告しています。

**6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における
当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役補助体制	(1) 監査役の指揮命令に従って監査業務を補佐する組織を設置し、専任の使用人を配置する。 (2) 監査役業務を補佐する使用人の人事については監査役会の同意を要する。
---------	---

上記体制に関する運用状況の概要

- ・ 監査役の職務遂行を補助する組織として監査役室を設置し、監査役会の同意を得て、専任の室長1名を含む適正な人数の職員を配属しています。

7. 監査役への報告に関する体制その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役(会)への報告に関する体制	(1)取締役は、自己の職務執行過程において当社に著しい損害を及ぼすおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告する。 (2)当社グループの役職員が当社の監査役に対し直接コンプライアンスに関する報告を行うことができるよう、内部通報制度を設置するとともに通報者を保護する仕組みを設ける。
その他監査の実効性確保に向けた体制	(1)監査役は、当社取締役会のほか、経営会議、その他の重要会議に出席し、意見を述べるができる。また、監査役が要請した文書等は、直ちに提供される。 (2)監査役は、定期的または必要に応じ、役職員等よりグループ会社に関する事項を含む報告を受けることができる。 (3)監査役・監査役会は、内部監査部門および会計監査人と緊密な連携を図り、効果的な監査を行う。 (4)監査役は、グループ各社の監査役と連携してグループ会社の管理およびグループ監査が実効的に行われることを確保する。 (5)監査役の職務の執行に係る費用は、会社が負担する。

上記体制に関する運用状況の概要

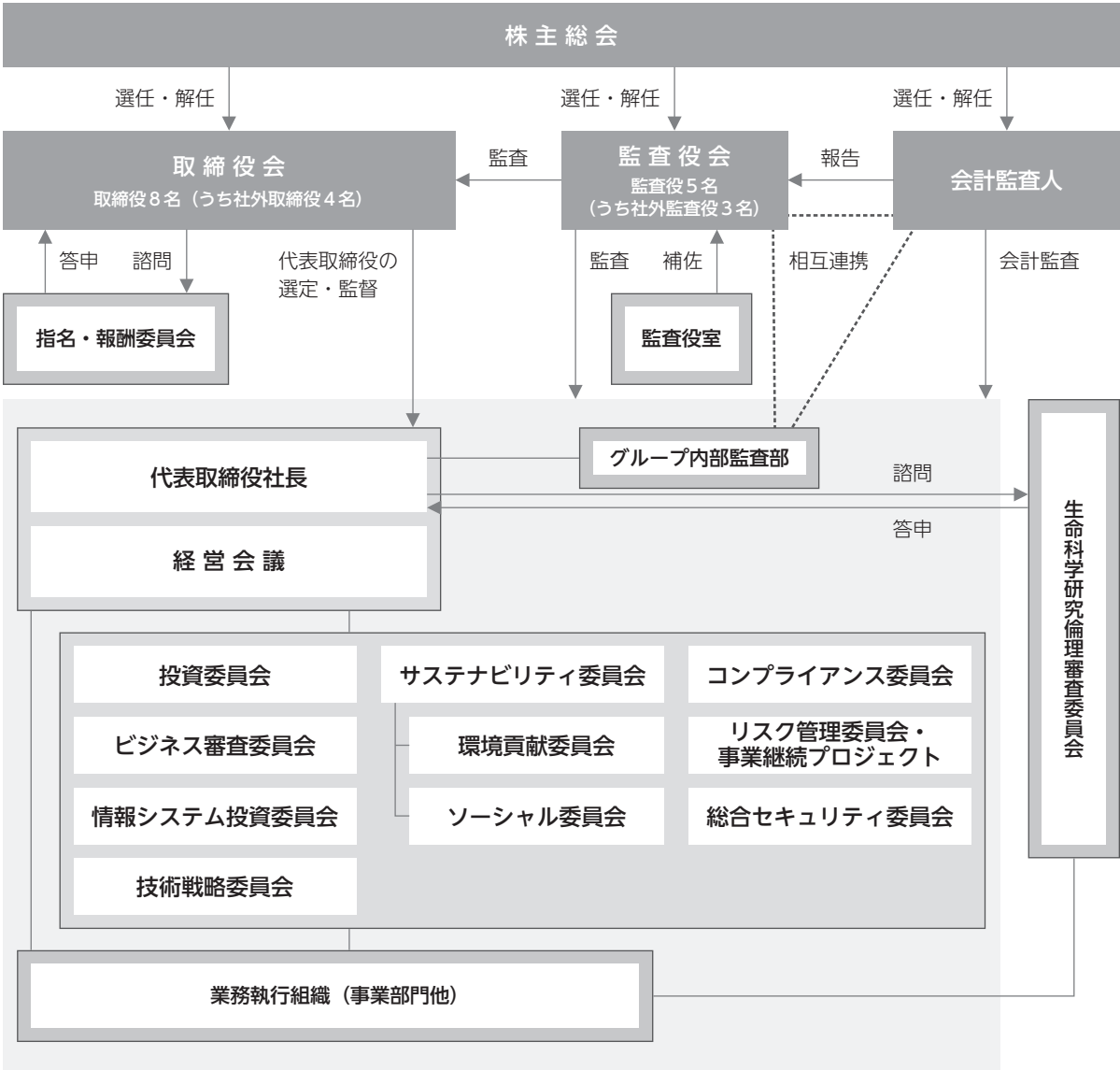
<監査役(会)への報告に関する体制>

- ・監査役会は、各取締役から「業務執行確認書」を取付け、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際は、直ちに監査役(会)に報告がなされたかを各取締役に確認しています。
- ・監査役会は、監査役への直接の報告相談ルートとして「監査役ホットライン」を設置するとともに、公益通報者保護法をふまえ、通報者保護の仕組みを強化し報告者への不利益な取り扱いを禁止しています。

<その他監査の実効性確保に向けた体制>

- ・監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席しています。また、稟議書等の重要書類を監査役に回付しています。
- ・監査役は、社長その他の取締役や重要な使用人に対し、随時ヒアリングを実施しています。
- ・監査役会は、四半期に一度、三様監査連絡会を開催し、リスク管理状況や重点監査項目等について意見交換を行うとともに、公認会計士・監査審査会等のレビュー結果の確認を行っています。
- ・常勤監査役は、グループ内部監査部と情報共有を行い、必要な意見交換を行っています。
- ・監査役は、適宜、グループ会社の往査を実施するとともに、四半期に一度主要なグループ会社の監査役から監査役監査の定期報告を聴取し、グループの管理・統制状況を確認しています。

(ご参考)コーポレートガバナンスおよび内部統制の体制模式図(2025年4月1日現在)



連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS会計基準）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 30社

主要な連結子会社の名称

ユニアデックス(株)

UEL(株)

当連結会計年度において、iByte Solutions SDN. BHD.は株式の取得、Nexus System Resources Co., Ltd.は株式の追加取得、Nexus System Resources Holdings Co., Ltd.は設立によりそれぞれ新たに連結の範囲に含めております。テック・ビューイング(株)は清算終了により、チャンネルグローブ(株)は吸収合併によりそれぞれ連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 17社

主要な会社等の名称

チャンネルペイメントサービス(株)

紀陽情報システム(株)

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AXXIS CONSULTING (S) PTE. LTD.等12社の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同社の決算日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融商品の評価基準及び評価方法

(i) 金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて測定するものに分類された場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、取引価格により測定しております。

(b) 分類及び事後測定

当社グループは、保有する金融資産を、(i)償却原価で測定する金融資産、(ii)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、(iii)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 償却原価で測定する金融資産

当社グループでは、以下の条件をともに満たす金融商品を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローの回収を当該金融資産の保有目的としている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法を用いて帳簿価額を算定し、利息相当額は連結損益計算書の金融収益に含まれております。

(D) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、投資先との取引関係の維持、強化を目的として保有する株式等の資本性金融資産をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として取消不能な指定を行っております。

当該金融資産は、当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動はその他の包括利益に含めて認識しております。認識を中止した場合には、その他の包括利益で認識された利得又は損失の累計額を利益剰余金に振替えております。

なお、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産からの配当金は、金融収益として純損益に認識しております。

(H) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。当該金融資産は、当初認識後は公正価値により測定し、変動額を金融収益又は金融費用として純損益に認識しております。

(C) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において金融資産の認識を中止しております。

(D) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産の減損については、個別又は集合的に予想信用損失を認識し、貸倒引当金を計上しております。

当社グループでは、期末日ごとに金融商品に係る信用リスクが当初認識以降著しく増大したかどうかを評価しております。その結果、信用リスクが著しく増大していると評価された金融商品は、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として計上しております。それ以外のものは、12カ月の予想信用損失を貸倒引当金として計上しております。

なお、重要な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権、契約資産については、回収期間が短期のため、常に全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として計上しております。

予想信用損失の認識にあたっては、以下の点を考慮しております。

- ・取引先の経営状態
- ・取引先の破産又は財政的再編の可能性
- ・過去の貸倒損失計上実績

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合には、貸倒引当金を戻入れ、純損益として認識しております。

なお、当社グループでは、信用リスクにより金融資産が減損している場合、直接償却は行わず、貸倒引当金勘定により処理しております。

(E) デリバティブ

当社グループは、認識されている金融負債及び将来の取引に関する為替変動リスク等の回避又は低減を目的として、為替予約等のデリバティブを利用しております。

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識し、当初認識後は、期末日の公正価値で再測定しております。

なお、当社グループでは、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引はありません。

(ii) 金融負債（デリバティブを除く）

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、(i)金融負債を償却原価で測定する金融負債又は(ii)純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。

当社グループは、金融負債を当該金融商品の契約の当事者となる取引日に当初認識しております。

当初認識時において、すべての金融負債は、純損益を通じて測定するものに分類された場合を除き、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

(b) 分類及び事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(i) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識後、公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。なお、デリバティブを除く金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に指定したものはありません。

(ii) 償却原価で測定する金融負債

当初認識後は、実効金利法に基づく償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得又は損失については、当期の純損益として認識しております。

(c) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に金融負債の認識を中止しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の原価のすべてを含めております。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した金額としております。取得原価は、商品及び製品は主として移動平均法、仕掛品、原材料及び貯蔵品は個別法、保守サービス用部品は利用可能期間（5年）に基づく定額法により算定しております。

③ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産除去及び原状回復費用の当初見積額が含まれております。

減価償却費は、土地等の償却を行わない資産を除き、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- | | |
|------------|--------|
| ・建物及び構築物 | 4年～50年 |
| ・機械装置及び運搬具 | 5年 |
| ・工具、器具及び備品 | 2年～5年 |

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、期末日において見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ 無形資産の償却方法

無形資産については、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

償却費は、耐用年数を確定できない無形資産を除き、見積耐用年数にわたって、定額法で計上しております。主要な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 3年～10年
- ・その他 5年

見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、期末日において見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑤ リース

契約がリースか否かについては、契約の形式によらず、取引実態に応じ、以下の観点から判定しております。

- ・使用する資産の特定
- ・特定された資産を使用する権利の移転の有無

リースと判定された契約については、リース開始日に使用権資産とリース負債を計上しております。

使用権資産は、リース負債の当初測定額に当初直接コストやリース契約に基づき要求される原状回復費等を加算した額を取得価額とし、原資産の見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって定額法により減価償却しております。

リース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分の割引現在価値により当初測定を行っております。リース料は、リース負債残高に対して一定の利子率となるよう、金融費用とリース負債元本の返済部分に配分し、金融費用は、連結損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費とは区分して表示しております。

なお、リース期間が12ヵ月以内に終了するリース及び原資産が少額であるリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって定額法により費用処理しております。

⑥ のれんに関する事項

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

⑦ 資産の減損

(i) 非金融資産の減損

当社グループは、毎期末において棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産について減損の兆候の有無を判定しており、減損の兆候があると判断された場合には、減損テストを実施しております。また、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候の有無に関わらず、毎年同じ時期に減損テストを実施しております。

減損テストは、資産又は資金生成単位ごとに行っており、回収可能価額は、使用価値により算定しております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割引いております。

なお、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのものについては、回収可能価額を零として算定しております。

減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。

企業結合により取得したのれんは、統合シナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

全社資産は独立したキャッシュ・フローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過している場合に純損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識された減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

過年度に認識した減損損失は、損失の減少又は消滅を示す兆候が認められ、回収可能価額が帳簿価額を上回った場合に戻し入れを行っております。戻し入れの限度額は減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を上限としております。ただし、のれんについては、減損損失の戻し入れを行っておりません。

(ii) 持分法で会計処理されている投資の減損

持分法適用会社に対する投資の帳簿価額に含まれるのれんは、区分して認識しないため、個別に減損テストを実施しておりません。持分法適用会社に対する投資に減損の兆候が認められる場合は、投資全体の帳簿価額を回収可能価額と比較することにより単一の資産として減損テストを行っております。

⑧ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的債務又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

(i) 資産除去債務

資産除去債務は、主に事務所関連の不動産賃貸借契約等に伴う原状回復義務に備えるため、過去の実績に基づき、将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

(ii) 請負開発損失引当金

請負開発損失引当金は、ソフトウェアの請負開発契約等に係る将来の損失に備えるため、将来発生が見込まれる損失見込相当額を計上しております。損失見込相当額は、作業工程に係る総原価の見積りの影響を受けるため、追加工数の発生等による総原価の見積りの見直しによって、損失見込相当額の見積りに重要な影響を与える可能性があります。なお、経済的便益の流出が予測される時期は、主に各連結会計年度末日より1年以内になることが見込まれております。

⑨ 従業員給付

(i) 退職後給付

当社及びユニアデックス㈱は、退職後給付制度として、確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度及び退職金前払制度（確定拠出年金制度との選択制）を設けております。

その他の子会社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を設けております。

(a) 確定給付型退職後給付

確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用は、原則として予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。確定給付制度に係る負債（資産）は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除して算定しております。

確定給付制度の再測定額は、発生時にその他の包括利益として認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振替えております。

(b) 確定拠出型退職後給付

確定拠出型の退職後給付に係る拠出額は、従業員が勤務を提供した期間に費用として認識しております。

(c) 複数事業主制度

一部の子会社では、確定給付制度である複数事業主制度による総合型の企業年金基金に加入しておりますが、確定給付制度としての会計処理を行うために十分な情報を入手できないため、複数事業主制度への拠出額を、従業員が勤務を提供した期間に費用として認識し、確定拠出制度と同様の処理を行っております。

(ii) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連する勤務が提供された時点で費用として認識しております。

当社グループが、従業員が過去に提供したサービスの対価として支払うべき現在の法的もしくは推定的債務を負っており、かつ、その金額が信頼性をもって見積り可能な場合に、各制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

⑩ 売上収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる取引について、他の基準で定められている場合を除き、以下のステップに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で売上収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

また、顧客との契約を履行するためのコストのうち、回収が見込まれるものについては、資産として認識し、当該資産に関連する財又はサービスの顧客への移転と整合的で規則的な方法により償却しております。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

(i) システムサービス

ソフトウェアの請負開発契約については、開発中のシステムを他に転用できず、かつ完了した作業に対する支払いを受ける強制可能な権利を有するため、完成までに要する総原価及び履行義務の充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合には、進捗度の測定に基づき売上収益を認識しております。進捗度の測定は、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価値を決定し、完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって進捗度とするアーン・バリュー法等を用いております。

完成までに要する総原価及び履行義務の充足に向けた進捗度を合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる原価と同額を売上収益として認識しております（原価回収基準）。

主にソフトウェア請負開発契約について、報告日時点において完了しているものの、顧客に請求する日より先に認識された売上収益に対応する金額は、契約資産として認識しております。

SEサービスについては、成果物の定めのない技術支援サービスであり、当社の履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費するため、一定期間にわたり充足される履行義務であります。進捗度の測定は、サービスが提供される期間に対する経過期間の割合、又はサービス提供に要する作業の完了の割合によるアウトプット法を用いております。

コンサルティングについては、新たなビジネスモデルの検討や業務改善、ITソリューション導入等のサービスを提供しており、当社の履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費するため、一定期間にわたり充足される履行義務であります。進捗度の測定は、サービス提供に要する作業の完了の割合によるアウトプット法を用いております。

(ii) サポートサービス

ソフトウェア・ハードウェアの保守サービスについては、顧客の希望に応じて1日24時間・1年365日の、システムの高可用性を支援するサービスであり、当社の履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費するため、一定期間にわたり充足される履行義務であります。進捗度の測定は、サービスが提供される期間に対する経過期間の割合によるアウトプット法を用いております。

導入支援については、機器の据付調整・作業確認、システム構築に必要な当社提供プログラムの導入等を行っており、当社の履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費するため、一定期間にわたり充足される履行義務であります。進捗度の測定は、サービスの提供に係る作業工程に基づき、完了した作業工程が全作業工程に占める割合をもって進捗度とするアウトプット法を用いております。

(iii) アウトソーシング

アウトソーシングサービスについては、当社が資産を保有した上で顧客の希望に応じて保守運用等を行うサービスであり、主に当社の履行によって提供される便益をその履行につれて顧客が同時に受け取って消費するため、一定期間にわたり充足される履行義務であります。進捗度の測定は、サービスが提供される期間に対する経過期間の割合又はサービス提供に要する作業の完了の割合によるアウトプット法を用いております。なお、サービスの提供単位に応じて請求する一部のサービスについては、サービス提供を完了し請求可能となった時点、他社が提供するSaaS利用権の販売については、顧客への利用権引渡し、サービス開始日等支配が顧客へ移転した時点で売上収益を認識しております。

(iv) ソフトウェア

ソフトウェアに区分される取引は、ソフトウェアの使用許諾契約によるソフトウェアの提供等です。

ソフトウェアの提供は、ライセンスが供与される時点で存在する企業の知的財産を使用する権利の供与に該当するため、一時点で充足される履行義務であり、顧客への製品引渡し、検収の受領等支配が顧客へ移転した時点で売上収益を認識しております。

(v) ハードウェア

機器の売買契約等を行っております。

サーバー等のハードウェアを顧客への製品引渡し、検収の受領、契約上の受け渡し条件を充足した時点で売上収益を認識しております。

ハードウェア販売とサポートサービスなど、複数の財又はサービスを提供する複数要素取引に係る売上収益については、契約に含まれる履行義務を識別し、契約の対価を配分する必要がある場合には、取引価格を主に予想コストにマージンを加算するアプローチにより見積もった独立販売価格に基づき配分しております。

⑪ 外貨換算

(i) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定する外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

(ii) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については、期末日の為替レート、収益、費用及びキャッシュ・フローについては対応する期間の平均為替レートをを用いて表示通貨に換算しております。在外営業活動体の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

⑫ 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、その他の包括利益又は資本に直接認識される項目から生じる場合や企業結合から生じる場合を除き、純損益として認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、期末日までには制定又は実質的に制定されているものであります。繰延税金は、期末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との差額である一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得（欠損金）にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに對する持分に係る将来減算一時差異に関しては、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合、又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに對する持分に係る将来減算一時差異に関しては、一時差異の解消する時期をコントロールすることができ、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は、原則としてすべての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識しております。

繰延税金資産の帳簿価額は每期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得される可能性が高くない部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は每期見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定又は実質的に制定されている税率又は税法に基づいて、資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合又は別々の納税主体であるものの当期税金負債と当期税金資産とを純額で決済するか、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合に相殺しております。

当社及び国内の100%出資子会社は、それぞれの法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で損益通算等の調整を行うグループ通算制度を適用しております。

なお、当社グループは、経済協力開発機構が公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定又は実質的に制定された税法から生じる法人所得税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債に関して、認識及び情報開示に対する例外を適用しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度において、以下の会計基準を新たに適用しております。

基準書	基準名	基準の内容
IFRS第16号	リース	セール・アンド・リースバック取引の取引後の会計処理を明確化

上記基準書の適用による連結計算書類に与える重要な影響はありません。

2. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRS会計基準に準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが必要とされております。

見積り及びその基礎となる仮定に関しては、過去の経験や利用可能な情報等を勘案した報告期間の末日における合理的な経営者の判断を基礎としておりますが、実際の結果は当初の見積りと異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及び将来の連結会計期間において認識されます。

連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える判断、見積り及び仮定は、以下のとおりであります。

① 金融商品の公正価値測定

当連結会計年度の連結計算書類に計上した公正価値で測定する金融資産の金額は、25,650百万円であります。

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を測定する際に、観察不能なインプットを含む評価技法を用いております。

観察不能なインプットは、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

② 非金融資産の減損

当連結会計年度の連結計算書類に計上した有形固定資産、使用権資産、のれん及び無形資産の金額は、それぞれ13,056百万円、20,647百万円、2,539百万円及び33,592百万円であります。

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんを含む無形資産について、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成されるものとして識別される資産グループの最小単位に基づきグルーピングを行い、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定にあたっては、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、将来の不確実な経済条件の変動により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

③ 確定給付制度債務の測定

当連結会計年度の連結計算書類に計上した退職給付に係る資産、退職給付に係る負債の金額は、それぞれ2,784百万円、7,380百万円であります。

当社グループは、確定給付型を含む様々な退職後給付制度を有しております。各制度に係る確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率、退職率及び死亡率等の様々な変数についての見積り及び判断が求められます。当社グループでは、これらの変数を含む数理計算上の仮定の適切性について、外部の年金数理人からの助言を得ております。

数理計算上の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

④ 引当金の認識・測定における判断及び見積り

当連結会計年度の連結計算書類に計上した引当金の金額は、流動負債1,066百万円、非流動負債3,713百万円であります。

当社グループは、資産除去債務や請負開発損失引当金等の引当金を連結財政状態計算書に計上しております。これらの引当金は、期末日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の見積りに基づいて計上しております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こり得る結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

⑤ 履行義務の充足に係る進捗度の測定

当連結会計年度の連結計算書類に計上したシステムサービスセグメントの売上収益の金額は、130,433百万円であります。

当社グループは、履行義務の充足に係る進捗度の測定について、あらかじめ契約上の成果物を作業工程単位に分割するとともに各作業工程の価値を決定し、完了した作業工程の価値が全作業工程に占める割合をもって進捗度とするアーンド・バリュー法等を用いております。

アーンド・バリュー法等による進捗度の測定は、作業工程の価値の見積りの影響を受けるため、工数の変動による作業工程の価値の見積りの見直しが進捗度の測定に重要な影響を与える可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

⑥ 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した繰延税金資産の金額は、12,341百万円であります。

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を利用できる課税所得が発生する範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断は、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額の見積りを前提としております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	44百万円
--------------	-------

その他の金融資産	
----------	--

流動	40百万円
----	-------

非流動	504百万円
-----	--------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 42,471百万円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘 要
発行済株式 普通株式	109,663	－	9,000	100,663	(注)
合計	109,663	－	9,000	100,663	
自己株式 普通株式	9,101	2,454	9,074	2,481	(注)
合計	9,101	2,454	9,074	2,481	

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の減少9,000千株は、自己株式の消却^(※2)によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,454千株は、取締役会決議に基づく取得^(※1)、単元未満株式の買取及び譲渡制限付株式報酬制度に基づく無償取得によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少9,074千株は、自己株式の消却^(※2)、新株予約権の権利行使及び譲渡制限付株式報酬として処分したものであります。
4. 自己株式には従業員向け株式交付信託が保有する自己株式102千株が含まれております。

(※1) 2024年7月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法について決議し、2024年7月30日に自己株式を取得しております。

- (1) 取得した株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 取得した株式の総数 : 2,448,500株
- (3) 株式の取得価額の総額 : 11,187,196,500円
- (4) 取得日 : 2024年7月30日
- (5) 取得方法 : 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付

(※2) 2024年7月29日開催の取締役会決議に基づき、2024年8月30日付で、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行っております。

- (1) 消却した株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 消却した株式の総数 : 9,000,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合8.2%)
- (3) 消却実施日 : 2024年8月30日
- (4) 消却後の発行済株式総数 : 100,663,524株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月26日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	5,530	55円00銭	2024年3月31日	2024年6月27日
2024年11月1日 取 締 役 会	普 通 株 式	4,907	50円00銭	2024年9月30日	2024年12月3日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2025年6月25日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	利益剰余金	5,897	60円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月26日

(注) 配当金の総額には、従業員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

198千株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指して資本管理を行っております。当社グループは、資本管理の指標として親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）を用いており、適宜モニタリングを行っております。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

② 財政上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク及び市場リスク）に晒されております。

当社グループでは、当該リスクの回避又は低減のため、内規に基づきリスク管理を行っております。また、デリバティブ取引については、内規に基づき、実需の範囲内において行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

③ 信用リスク管理

当社グループは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務を履行できなくなるにより、財務的損失を被る信用リスクに晒されており、その内容は、以下のとおりであります。

(i) 営業債権及びその他の債権、契約資産

営業債権及びその他の債権、契約資産については、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に基づき、取引先の信用状況に関する社内審議・承認のプロセスにより決済条件や取引限度額を設定するとともに、定期的に信用状況の確認を行っております。未収入金等その他の債権については、取引先の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどは短期間で決済されるものであります。

なお、当社グループでは、特定の取引先に対して過度に集中した信用リスクを有しておりません。

(ii) デリバティブ

デリバティブは、取引相手である金融機関の信用リスクに晒されております。なお、取引は信用度の高い金融機関に限定しているため、信用リスクは限定的であると判断しております。

連結財政状態計算書に表示されている「営業債権及びその他の債権」、「契約資産」の減損後の帳簿価額は、担保等の信用補完を考慮に入れない、当社グループの信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

これらの信用リスクに係るエクスポージャーに関し、担保として保有する物件及びその他信用補完するものではありません。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価に際しては、期日経過情報のほか、利用可能かつ合理的に裏付け可能な情報を考慮しております。また、債務者からの弁済条件見直しの要請、債務者の深刻な財政難、債務者の破産等による法的整理の手の開始等があった場合には、信用減損金融資産としております。

④ 流動性リスク管理

営業債務や借入金等の金融負債は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、中長期的な資金計画の策定により手元流動性の状況を把握し、状況に応じた適切な手元流動性の確保に努め、流動性リスクを管理しております。

また、キャッシュ・マネジメントシステムの導入により、グループ資金を集中的かつ効率的に管理す

ることに加え、金融機関より随時利用可能な特定融資枠（コミットメント・ライン）契約の締結やコマーシャル・ペーパーの発行により、流動性リスクの低減を図っております。

⑤ 市場リスク管理

(i) 為替変動リスク

当社グループは、ユニシス・コーポレーション製のコンピュータ等海外製品の輸入販売を行っていることから、営業債務の一部は為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用することにより当該リスクの低減を図っております。

(ii) 金利変動リスク

当社グループは、事業活動上必要とされる資金の一部を外部より調達しておりますが、変動金利により資金を調達する場合には、金利変動リスクに晒されます。当該リスクに対しては、必要に応じて金利スワップ取引を利用することによりリスクの低減を図る方針であります。

(iii) 株価変動リスク

当社グループは、業務上の関係を有する企業の株式を保有しており、そのうち、上場株式は市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに対しては、保有について定期的にその合理性を確認し、保有継続の可否及び株式数の見直しを実施しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、公正価値ヒエラルキーをレベル1からレベル3まで分類し、以下のように定義しております。

なお、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、その振替が発生した報告期間の末日に認識しております。

レベル1　－　活発な市場における同一資産又は負債の市場価格

レベル2　－　レベル1以外の、直接又は間接的に観察可能な価格を使用して算出した公正価値

レベル3　－　観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は、以下のとおりであります。

（営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済され、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(その他の金融資産、その他の金融負債)

上場株式等活発な市場における価格のあるものは、期末日の市場価格を公正価値としており、レベル1に分類しております。また、株式等のうち、活発な市場における価格が存在しない場合は、類似企業比較法又は純資産に基づき算定しており、レベル3に分類しております。

類似企業比較法による公正価値の測定は、EBITDA及び類似企業のEBITDA倍率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウントを加味しております。純資産に基づく公正価値の測定は、発行会社の純資産を基礎とし、必要に応じてその金額を修正して算定しております。

レベル3に分類される金融商品は、当社グループの担当部門が当社で定めた評価方法及び手続きに従い、評価方法の決定及び評価を実施しております。その結果については、適切な役職者によりレビュー及び承認を受けております。

デリバティブは、取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しており、レベル2に分類しております。

その他の金融商品については、観察可能な取引価格に基づき算定しており、レベル2に分類しております。

(借入金)

短期借入金は、公正価値が帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を公正価値としております。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値が帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を公正価値としております。

長期借入金のうち固定金利によるものは、新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率により割引いた現在価値を公正価値としており、レベル2に分類しております。

② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

なお、長期借入金以外の金融商品については、帳簿価額が公正価値に近似しているため、注記の対象から除外しております。

(単位：百万円)

	帳 簿 価 額	公 正 価 値
(負債)		
長期借入金	17,375	17,327
合計	17,375	17,327

(注) 1年以内に返済予定の金額を含んでおります。

③ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2の間の振替は行われておりません。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(資産)				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
デリバティブ資産	－	25	－	25
出資金	－	－	9,571	9,571
その他	0	280	680	961
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	9,696	－	5,358	15,054
その他	36	－	0	36
合計	9,732	306	15,610	25,650
(負債)				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	－	11	－	11
合計	－	11	－	11

6. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり親会社所有者帰属持分

1,721円81銭

基本的 1 株当たり当期利益

272円65銭

希薄化 1 株当たり当期利益

272円03銭

(注) 1株当たり情報の算定において、当社が設定する従業員向け株式交付信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末普通株式数及び期中平均普通株式数より当該株式数を控除しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

① 顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益

(単位：百万円)

顧客との契約から認識した収益	403,262
その他の源泉から認識した収益	748
合計	404,010

(注) その他の源泉から認識した収益は、IFRS第16号「リース」(以下「IFRS第16号」)に基づくオペレーティング・リース収益であります。

② 顧客との契約による収益の認識時期による分解と報告セグメントとの関連

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	合計
	システムサービス	サポートサービス	アウトソーシング	ソフトウェア	ハードウェア		
一時点で移転される財又はサービス	－	－	17,356	45,087	66,655	1,118	130,217
一定期間にわたり移転するサービス	130,433	58,355	73,226	－	－	11,028	273,044
合計	130,433	58,355	90,583	45,087	66,655	12,147	403,262

(2) 契約残高

契約資産は、主にソフトウェア請負開発契約について、報告日時点において完了しているものの、請求されていない対価に対して計上しております。

契約負債は、主に顧客からの前受対価に関するものであります。

顧客との契約から生じた債権及び認識した収益のうち期首の契約負債残高に含まれていたものは、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	77,384
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	80,448
認識した収益のうち期首の契約負債残高に含まれていたもの	17,129

- (3) 残存履行義務に配分した取引価格
残存履行義務の充足時期ごとの収益は、以下のとおりであります。
(単位：百万円)

1年以内	148,808
1年超	140,603
合計	289,411

- (4) 契約コスト
顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した重要な資産はありません。

8. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年3月27日開催の取締役会決議に基づき自己株式を取得しております。決算日後に取得した自己株式は、以下のとおりであります。

- (1) 2025年3月27日開催の当社取締役会における決議内容
- ① 取得株式の種類 : 当社普通株式
 - ② 取得する株式の総数 : 2,500,000株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する比率2.5%)
 - ③ 株式の取得価額の総額 : 100億円 (上限)
 - ④ 取得期間 : 2025年5月1日から2026年2月27日
 - ⑤ 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付
- (2) 自己株式の取得状況 (2025年5月9日現在)
- ① 取得対象株式の種類 : 当社普通株式
 - ② 取得した株式の総数 : 53,600株
 - ③ 取得価額の総額 : 290,354,600円
 - ④ 取得期間 : 2025年5月1日から2025年5月9日
 - ⑤ 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

デリバティブ

時価法

棚卸資産

商品（販売用コンピュータ）

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

営業用コンピュータ

営業利用目的使用期間に基づく定額法で残存価額が零となる方法によっております。

なお、主な耐用年数は5年であります。

その他の有形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～50年

工具器具備品 2年～20年

ソフトウェア

市場販売目的の

ソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。なお、見込販売可能期間は原則として3年と見積っております。

自社利用のソフトウェア

見込利用可能期間に基づく定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、見込利用可能期間は原則として5年～10年と見積っております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

リース資産

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

無償サービス費引当金

システムサービス契約に基づく無償サービス費用の負担に備えるため、過去の実績率等に基づく発生見込額を計上しております。

請負開発損失引当金

ソフトウェアの請負開発契約等に係る将来の損失に備えるため、原価規模50百万円以上の契約について、将来発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積ることが可能な損失見込相当額を計上しております。請負開発損失引当金は、作業工程に係る総原価の見積りの影響を受けるため、追加工数の発生等による総原価の見直しによって、損失見込相当額の見積及び計算書類の計上額に影響を与える可能性があります。

退職給付引当金
(前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

投資損失引当金

関係会社の債務超過にかかる損失に備えるため、当該関係会社の債務超過相当額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点において、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「連結注記表1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ⑩ 売上収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(6) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが必要となります。見積り及びその基礎となる仮定に関しては、過去の経験や利用可能な情報等を勘案した報告期間の末日における合理的な経営者の判断を基礎としておりますが、実際の結果は当初の見積りと異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した事業年度及び将来の事業年度において認識されます。

翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を与える可能性がある勘定科目は、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「前払年金費用」、「請負開発損失引当金」、「売上高」、「繰延税金資産」であり、このうち、「売上高」を除く計上額は、当事業年度の貸借対照表に区分掲記しております。また、当事業年度に計上したシステムサービスセグメントの売上高は、99,915百万円であります。

なお、見積りの内容は、「連結注記表 2. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 37,127百万円 |
| 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。 | |
| (2) 関係会社に対する短期金銭債権 | 8,255百万円 |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債務 | 5,271百万円 |

5. 損益計算書に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 売上高 | 17,009百万円 |
| 仕入高 | 32,824百万円 |
| 営業取引以外の取引高 | 11,838百万円 |
| (2) 抱合せ株式消滅差益 | |
| 当事業年度において計上した抱合せ株式消滅差益36百万円は、当社の子会社であったキャナルグローブ(株)を吸収合併したことによるものであります。 | |

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自 己 株 式 普 通 株 式	9,100	2,454	9,074	2,480	(注)
合 計	9,100	2,454	9,074	2,480	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,454千株は、取締役会決議に基づく取得[※]、譲渡制限付株式報酬制度に基づく無償取得及び単元未満株式の買取によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少9,074千株は、自己株式の消却[※]、新株予約権の権利行使及び譲渡制限付株式報酬として処分したものであります。
3. 自己株式の当事業年度末株式数には従業員向け株式交付信託が保有する自己株式102千株が含まれております。

※ 取締役会決議に基づく取得及び自己株式の消却の内容については、「連結注記表4. 連結持分変動計算書に関する注記」に記載しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

・繰延税金資産	
未払賞与	2,297百万円
減価償却超過額	3,358百万円
減損損失	487百万円
棚卸資産評価損	79百万円
未払事業税・事業所税	242百万円
資産除去債務	1,535百万円
投資損失引当金	106百万円
請負開発損失引当金	22百万円
貸倒引当金	537百万円
無償サービス費引当金	11百万円
その他	2,537百万円
繰延税金資産小計	11,216百万円
評価性引当額	△2,920百万円
繰延税金資産合計	8,295百万円
・繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△3,107百万円
前払年金費用	△4,354百万円
その他	△979百万円
繰延税金負債合計	△8,441百万円
・繰延税金資産（負債）の純額	△145百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることとなっております。

そのため、2026年4月1日以後に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し、計算をしております。

なお、この変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は21百万円減少しており、法人税等調整額が67百万円、その他有価証券評価差額金が88百万円それぞれ減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の 所有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	ユニアデックス(株)	所有 直接 100%	ネットワーク、 サポートサー ビスの委託 役員の兼任	営業取引 (注)1,3①	25,950	買掛金他 (注)1,3①	2,145
				資金の貸付 (注)2,3②	8,593	貸付金 (注)3②	－
子 会 社	Emellience Partners(株)	所有 直接 100%	共創的事業創出 役員の兼任	資金の貸付 (注)2,3②	4,274	貸付金 (注)3②,4	4,326

- (注) 1. 上記取引金額には消費税等は含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。
2. 資金の貸付にかかる取引金額については、期中平均残高を記載しております。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
① 価格その他取引条件は、当社グループの事業戦略における位置付け等を勘案し、交渉の上で決定しております。
② 貸付金利率については、市場金利を勘案して決定しております。
4. 貸倒引当金1,400百万円を計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,584円39銭
1株当たり当期純利益	200円91銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	200円45銭

- (注) 1株当たり情報の算定において、当社が設定する従業員向け株式交付信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末普通株式数及び期中平均普通株式数より当該株式数を控除しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ⑩ 売上収益の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 企業結合等に関する注記

当社は、2024年9月26日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるキャナルグローブ(株)を吸収合併することを決議し、2024年12月1日に吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

企業の名称：キャナルグローブ(株)

事業の内容：情報システムの企画、設計、開発、販売、賃貸、運用等および情報システム等を利用した情報処理、情報提供、商取引、決済処理、アウトソーシング等各種サービス

② 企業結合日

2024年12月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、キャナルグローブ(株)を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

BIPROGY(株)

⑤ 企業結合を行った主な理由

当社は経営方針（2024-2026）において、成長事業戦略の一つにグローバルを掲げ、ASEAN主要国におけるビジネスの展開と北米等マーケットへの参入を見据えたアプローチの強化を図っております。当社は2017年4月にキャナルグローブ(株)を設立し、海外事業を展開して参りましたが、同社を吸収合併することで海外事業の一層の加速・効率化を推進いたします。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しており、損益計算書の特別利益において、抱合せ株式消滅差益36百万円を計上しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。